

令和元年度岩手県がん登録情報利用等審議会 会議要旨

日 時：令和元年 8 月 20 日（火）17 時 00 分～18 時 00 分

場 所：岩手県医師会館 2 階第 2 会議室

出席者：別紙出席者名簿のとおり

傍聴者：一般 0 名 報道機関 1 名

1 開会

（海上課長）

それでは、お揃いのようなので、ただいまから、岩手県がん情報利用等審議会を開催いたします。

私は、県の健康国保課の海上と申します。

本日の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、委員 5 名全員のご出席をいただいておりますので、岩手県がん登録情報利用等審議会条例第 4 条第 2 項の規定によりまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

開会に当たりまして、健康国保課総括課長、佐々木よりご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

（佐々木総括課長）

健康国保課総括課長の佐々木と申します。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

岩手県がん登録情報利用等審議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。ご挨拶を申し上げた後に、経緯につきましても若干の説明をさせていただきたいと思います。

皆さまにおかれましては、これは本県の医療の質の向上と発展に大変ご尽力をいただいております、深く感謝申し上げます。

“がん”につきましては、がん対策の推進に関する施策の基本となる平成 26 年 4 月に施行された「岩手県がん対策推進条例」がございます。また、平成 30 年 3 月にはがん対策基本法に基づいた、本県のがん対策を総合的・計画的に推進する第 3 次岩手県がん対策推進計画の策定を行い、具体的な施策を進めております。

国におきましては、がん対策基本法の趣旨に則りまして、がん対策の一層の充実を図ることを目的として、平成 28 年 1 月 1 日から、がん登録等の推進に関する法律が施行されたところでございます。

従来全国に先駆けて、岩手県内の医療機関と協力をしながら進めておりました、県の地域がん登録は全国がん登録制度へと移行したところでございまして、居住地域にかかわらず、全国どこの医療機関で診断を受けても、がんと診断された人のデータは、各都道府県に設置された登録室を通じて集められまして、国のデータベースで、一元管理をされております。

がんの罹患者数との実態を全国統一した基準で反映させるこの仕組みに基づくデータベースは、がん対策や地域医療計画等にこれまで以上に効果的に活用されることが期待をされているところでございます。

この審議会につきまして若干ご説明を申し上げます。この審議会を開催することになりました経緯、役割等でございますが、まず、がん登録等の推進に関する法律に、がん情報の利活用等を行おうとする場合におきましては、あらかじめ審議会の意見を聞くこととされております。

それに基づきまして、平成 27 年の 12 月「岩手県がん登録情報利用等審議会条例」を定めて、それに基づき設置をされている審議会でございます。

その役割でございますが、地方自治法に定める地方公共団体の附属機関という位置付けでございまして、知事の諮問に応じて、法令の規定により、その権限とされた事項を調査・審議することを基本的な目的とするものでございますが、具体的には、登録されたがん情報について、知事が、がん対策の企画立案または実施に必要ながんに関する調査・研究のため、自ら利用する場合、それから、がんにかかる調査研究を行うものに提供を行おうとする場合、それから、調査研究を行うものからの情報の提供の求めがあった場合、基本的にはその三つとそれに付随するような場合において、がん情報を利活用する目的・情報の範囲等に関し、その妥当性や是非についてご審議をいただくということが内容となっております。

こうしたことは、全国がん登録制度が実施されるにあたりまして、法令でがん情報の利活用、それから保護に関する事項として、規定されているものでございまして、がんに関与した方に関する情報は、より厳格に保護されなければならない、という趣旨に基づくものでございます。

今般、法施行から約 3 年が経過いたしまして、登録データベースの利用が可能になったことに伴って初めて、具体的な利用に関し、ご審議をいただくものでございます。

委員の皆様には、こうした趣旨をご理解いただきまして、よろしくご審議賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 出席者の紹介

(海上課長)

続きまして、委員紹介に入らせていただきます。

委員の皆様におかれましては審議会設置の際、任期が平成 29 年 12 月 21 日まででしたけども、平成 29 年 12 月 22 日より再度お引き受けいただきましたことについて、まずは感謝申し上げます。

それでは、委員の皆様、ここでご紹介させていただきます。

次第の裏面に名簿順でご紹介させていただきます。

安達法律事務所弁護士安達委員でございます。

岩手医科大学医学部内科学講座血液腫瘍内科分野教授伊藤委員でございます。

岩手県立病院名誉院長日下委員でございます。

公益財団法人岩手県予防医学協会専務理事武内委員でございます。

岩手県立中央病院院長宮田委員でございます。

オブザーバーといたしまして、岩手県医師会事務局長千葉事務局長でございます。

4 会長選出

(海上課長)

それでは次に会長の選出についておはかりいたします。

前回の審議会でご互選させていただいておりましたが、委員任期一旦終了しておりますので、改めてお諮りする形になります。

条例第 3 条第 1 項の規定によりまして、会長は委員の中から、互選することになっておりますが、委員の皆様から特段の異論がなければ、事務局の方から提案させていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

それでは事務局案といたしまして、会長に武内委員を推薦いたします。

皆様いかがでしょうか。

【拍手】

ありがとうございます。

それでは、ご異議ないようでございますので武内委員に会長をお願いいたします。

それでは武内委員、会長席にご移動をお願いいたします。

(武内会長)

予防医学協会の武内でございます。よろしく申し上げます。

先ほどのご説明がありますけれども、平成 28 年の 1 月 1 日から始まった全国がん登録おけるがん情報の利活用について初めて審議するというふうになっております。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

(海上課長)

ここで条例第 3 条第 3 項に従いまして審議会の開催に先立ちまして職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

会長の方からご指名をお願いいたします。

(武内会長)

それでは岩手県立病院の名誉院長の日下委員にお願いします。

(海上課長)

それでは議事につきましては条例の規定によりまして、会長が議会の議長を務めることになっておりますのでこれからの進行は武内会長、よろしくをお願いします。

5 議事

(武内会長)

それでは、早速審議に入りたいと思います。

円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それではまず、議案第 1 号「がん登録等の推進に関する法律第 18 条に基づく都道府県がん情報の利用について」事務局からご説明をお願いします。

(高橋主事)

先ほど総括課長の挨拶の中で申し上げたことに重複するところもございますが、初めに全国がんの登録制度についてまず申し上げます。

まず、一番下の資料のがん登録等の推進に関する法律の概要をご覧いただきたいと思えます。

本県においては平成 2 年より地域がん登録を実施しておりましたが、平成 28 年よりがん登録等の推進に関する法律に基づき、国が主体となり、都道府県に法定受託事務として、全国がんが実施されているところでございます。

当該制度のもとでは、診断主要情報または治療情報などを全国で共通した、届け出項目、全 26 項目について、病院等の医療機関から都道府県に届け出を行うこととなります。

都道府県では、医療機関から届出情報を全国がんデータベースを用いて国に提供することになり、国において全国がんに関する罹患情報が集約されているところでございます。

届け出されたがん情報については個人情報であることから、利活用を行う際には、法令に基づき、厳格に行うこととされており、がんを利活用する場合には都道府県に設置されたこの審議会に諮問することとなっているところでございます。

議案の参考 1 としまして、がん登録等の推進にかかる法律の抜粋を記載しております。

第 18 条第 1 項に都道府県は全国がん登録データベースにある、自らの都道府県のを利

用できる旨の規定がございます。

同条第 2 項において利用する場合には、審議会で意見を聞くことと規定されているところ
でございます。

続きまして参考 2 でございますが、今年度 6 月 7 日に、岩手県で、岩手県における全国が
ん登録情報提供事務処理要綱を作成しております。

岩手県登録データベースから岩手県の都道府県がん情報、今後、外部に提供する場合には、
この要綱に従って、県及び窓口組織である岩手県医師会で、事務処理を行うこととしてお
ります。

今回は県自らの利用であるため、情報提供に当たりませんが当該要綱に準じて審査をお願
いしているところでございます。

審査については、資料の 1 の審査報告書でございます。

審査の事項、審査の方向性により、審査のほどお願いいたします。

議案の説明に入らせていただきます。

岩手県が、がん対策の企画立案または実施に必要ながんに係る調査研究のために自ら利用
するものについて諮問するものでございます。

調査事項の利用に係る整合性でございますが、資料 1 の審査報告書と、資料 2 を並べてご
覧いただきたいと思えます。

【資料説明】

以上で議案の説明を終わります。

(武内会長)

ありがとうございました。資料 1 の審査報告書に戻りまして、具体的な話をしておしまし
たけれども、シュレッターのミリ数が規定されている等、要件はかなり厳しいようです。
ただ今のご説明について何かご質問いかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたしたいと思えます。

議案第 1 号について、原案の通り決定することに、御異議ありませんでしょうか。

(なし)

はい、ありがとうございました。

それでは議案第 1 号について、原案の通り決定いたしたいと思えます。

次に次第に基づきまして、(2) その他ですけれども委員の先生方からございますでしょ
うか。

(武内会長)

私から 1 つ。岩手県の情報を使う場合には、この審議会でということですけど、例えば岩
手県が東京のものを使いたいという場合、東京と比較してみたいなんて時には、これは東
京で諮るものですか。

(高橋主事)

はい。東京の審議会に諮っていただく。岩手県が使用する場合には、岩手県が東京都に申請をかけるという形になります。

(武内会長)

よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、本日の議事は終了といたします。進行事務局に戻します。

6 その他

(海上課長)

会長どうもありがとうございました。

事務局から、今後の審議会の開催予定等について申し上げます。

(高橋主事)

事務局から、次年度以降の審議会の開催予定について申し上げさせていただきます。

来年度以降も県ではこのような審議会を開催させていただきまして、毎年度、報告書を作成させていただきたいと考えております。今回は 8 月に開催しましたが、来年度以降は、年度の早い時期に年 1 回は審議会を定例で開催したいと思っております。

その他に、大学や他都道府県等から、岩手県のがん登録情報の利用申請があった場合には、臨時で開催を予定しております。

その際にはまたご連絡させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

7 閉会

(海上課長)

それでは以上をもちまして岩手県がん登録情報利用等審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

岩手県がん登録情報利用等審議会出席者名簿

【審議会委員】 五十音順

氏名	所属職名	備考
安達 孝一	安達法律事務所弁護士	再任
伊藤 薫樹	岩手医科大学医学部内科学講座 血液腫瘍内科分野教授	再任
日下 純男	岩手県立病院名誉院長	再任
武内 健一	公益財団法人岩手県予防医学協会専務理事	再任
宮田 剛	岩手県立中央病院院長	再任

【オブザーバ】

氏名	所属職名	備考
千葉 時胤	一般社団法人岩手県医師会事務局長	

【事務局】

氏名	所属職名	備考
佐々木 哲	岩手保健福祉部健康国保課総括課長	
海上 博	岩手保健福祉部健康国保課健康予防担当課長	
高橋 和哉	岩手保健福祉部健康国保課主事	